

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		広島県三次市					
プ ラ ン の 名 称		市立三次中央病院改革プラン					
策 定 日		平成 21 年 10 月 7日					
対 象 期 間		平成 21 年度 ～ 平成 23 年度					
病院の現状	病 院 名	市立三次中央病院					
	所 在 地	三次市東酒屋町字敦盛531番地					
	病 床 数	一般病床 350床					
	診 療 科 目	18診療科(内科   呼吸器科   消化器科   循環器科   呼吸器外科   小児科   外科   整形外科   脳神経外科   皮膚科   泌尿器科   産婦人科   眼科   耳鼻咽喉科   麻酔科   歯科口腔外科   リハビリテーション科   放射線科)					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別添プラン		<p>三次市を設置者とする中央病院は、三次市では唯一の公立病院で、備北二次保健医療圏(三次市、庄原市)のみならず、安芸高田市、世羅町、府中市などの隣接市町や島根県南部までの広域にわたる医療圏を有しています。</p> <p>これらの圏域において、中央病院は、地域医療連携室により地域の医療機関との機能分担と連携を密にしながら、「急性期医療を担う基幹病院」の役割をはじめ、厚生労働省が示す4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)及び5事業(救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療(小児救急を含む))の医療体制構築で、そのすべてを担うなど、多様な基幹的、拠点的作用を果たしている病院であり、今後においても、同様にこれらの役割を果たしていきます。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別添プラン		<p>三次市では、現在、病院事業(中央病院)に対して、一般会計の負担すべき経費として、高度医療経費、研究研修経費、救急・小児救急医療経費、建設改良経費(企業債利息)及び共済追加費用経費について、一般会計からの繰出しを行っています。</p> <p>今後においても、市民の皆さんが安心して暮らしていくために、中央病院で必要かつ良質な医療の提供を継続的に行っていく、その役割に応じて一般会計が負担すべき経費を、病院事業の状況を考慮しながら、負担していきます。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	101.8%	100.3%	101.0%	100.4%	100.8%	
	職員給与費対医業収益比率	44.1%	44.4%	45.3%	45.6%	45.6%	
	病床利用率	96.9%	94.0%	94.0%	94.0%	94.0%	
	材料費対医業収益比率	31.3%	30.9%	29.9%	30.4%	30.5%	
	患者1人1日当たり入院収入	36,868円	36,514円	37,824円	37,900円	37,900円	
上記目標数値設定の考え方		<p>◆財務数値目標について、次のとおり目標を設定し、経営改善を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経常収支比率:100%以上を維持します。</li> <li>・職員給与費対医業収益比率:46%以下を維持します。</li> <li>・病床利用率:94%以上を維持します。</li> <li>・材料費対医業収益比率:31%以下を維持します。</li> <li>・患者1人1日当たり入院収入:37,000円以上を達成します。</li> </ul> <p>(経常黒字化:達成済み)</p>					

				団体名 (病院名)	広島県三次市 (市立三次中央病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考	
	入院患者数	124,095	120,041	120,085	120,085	120,085	
	臨床研修医受入数	4	4	2	4	5	
	救急患者総数	17,985	15,402	15,414	15,426	15,426	
	救急車搬送患者数	2,449	1,933	1,945	1,957	1,957	
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	<p>現在、病院としての業務の質を保ちながら経費削減を図るため、業務の委託化を図っています。具体的には、臨床検査、診療報酬請求、受付、清掃、洗濯、警備、施設管理、院内物流、給食、医療材料・機器の洗浄・滅菌、一部の事務などの業務について、民間委託を行っています。</p> <p>今後、現在行なっている院内物流業務委託について、業務内容を見直し、物品管理機能の強化、使用物品の標準化を推進し、不良在庫の圧縮などによる材料費の削減を図ります。</p>					
	事業規模・形態の見直し	<p>病床については、平成20年度で一般病床 350床、病床利用率 94.0%の実績であるため、病床数を現行の350床で維持しながら、より効率的経営を図ります。</p> <p>また、本年7月からDPC対象病院となったため、医療の標準化を図りながら、病床利用率と在院日数のバランスを考慮のうえ、より効率的な病床管理を推進します。</p>					
	経費削減・抑制対策	<p>業務委託を中心に、複数年契約による経費の削減、業務内容の見直しなどにより、経費圧縮を図ります。</p>					
	収入増加・確保対策	<p>○平成19年度より施設基準として看護配置基準 10:1を導入していますが、看護配置基準 7:1などのさらに有利な施設基準、各種加算の研究、検討を行ないます。</p> <p>○地域医療連携室の設置により、中央病院と他の病院、診療所との連携強化を行なっており、今後も紹介率、逆紹介率の向上を図ります。</p> <p>○未収金管理の専任員を配置し未収金回収に努めており、収入確保、負担の公平性の観点から引き続き未収金の削減に努めます。</p>					
	その他	<p>○医師の待遇改善、職員のワークライフバランスを考慮した勤務環境の改善など、国や県の施策とも連携しながら、医師など医療職の確保対策を推進します。</p> <p>○深刻化している医師不足による他圏域での救急医療体制の不足への対応として、備北医療圏以外の隣接市町や島根県からの救急医療要請にも対応していきます。</p> <p>○高度ながん医療を行っていくことが求められていますので、今後も計画的な医療機器の導入、更新を行い、高度医療の提供を行ないます。</p> <p>○建物附属設備の計画的な改修を行い、快適な療養環境を確保し、患者満足度の向上に努めます。</p>					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	18年度	96.65 %	19年度	96.87 %	20年度	93.97 %
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	病床利用率が高率であることから、病床数見直しについては検討せず、現行どおりとする。					

団体名 (病院名)	広島県三次市 (市立三次中央病院)
--------------	----------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	[三次市] (公的病院) ・市立三次中央病院 (その他の主要病院) ・三次病院 ・ビハークラ花の里病院 ・三次地区医療センター [庄原市] (公的病院) ・庄原市立西城市民病院 (その他の主要病院) ・庄原赤十字病院		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	広範な面積を有する備北二次保健医療圏においては、地理的条件から現状施設の物理的集約は困難であり、医師を中心とした人的な医療資源の集約が進められているところである。特に、小児救急及び周産期医療については、当院への集約が進んでいる状況にあり、二次保健医療圏における中心的病院として機能しており、今後においても、同様の方向性を担うものである。 ちなみに、三次市においては、当院が、庄原市においては庄原赤十字病院が拠点病院として位置づけられている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別添プラン 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年度	<内容> 中央病院においては、地域医療連携室を設置し、各医療機関との連携を図る中で、急性期をメインとした総合病院としての機能を担っています。 今後についても、市内、二次保健医療圏内における積極的な連携により、医療圏としての適切な医療提供を図っていきます。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所 に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所 に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	改革プランの点検、評価にあたっては、評価委員会等の組織により、客観的な評価を行います。 また、結果の公表については、三次市広報紙、同ホームページなどの媒体を活用し広く公表します。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年度、決算数値等の指標を整えた後、点検、評価を行いません。		
	その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	広島県三次市 (市立 三次中央病院)
--------------	-----------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	7,128	7,561	7,189	7,427	7,480	7,409
	(1) 料 金 収 入	6,751	7,198	6,882	7,061	7,165	7,030
	(2) そ の 他	377	363	307	366	315	379
	うち他会計負担金	99	68	71	112	47	112
	2. 医 業 外 収 益	358	388	397	418	409	428
	(1) 他会計負担金・補助金	233	264	261	273	263	300
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	56	58	64	77	70	61
	(3) そ の 他	69	66	72	68	76	67
	経 常 収 益 (A)	7,486	7,949	7,586	7,845	7,889	7,837
	入	1. 医 業 費 用 b	6,862	7,359	7,118	7,353	7,439
(1) 職 員 給 与 費 c		3,221	3,337	3,195	3,430	3,479	3,378
(2) 材 料 費		2,148	2,365	2,222	2,213	2,189	2,261
(3) 経 費		1,007	1,118	1,146	1,110	1,159	1,185
(4) 減 価 償 却 費		486	539	555	600	612	547
(5) そ の 他		0	0	0	0	0	0
2. 医 業 外 費 用		447	452	445	445	439	403
(1) 支 払 利 息		282	275	263	250	238	231
(2) そ の 他		165	177	182	195	201	172
経 常 費 用 (B)		7,309	7,811	7,563	7,798	7,878	7,774
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	177	138	23	47	11	63	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	1	1	2	5	0	1
	2. 特 別 損 失 (E)	15	16	15	16	0	16
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	▲ 14	▲ 15	▲ 13	▲ 11	0	▲ 15
純 損 益 (C)+(F)	163	123	10	36	11	48	
累 積 欠 損 金 (G)	60	▲ 63	▲ 70	▲ 106	▲ 117	▲ 165	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	3,297	4,298	4,304	4,400	4,526	4,363
	流 動 負 債 (イ)	775	1,070	703	849	849	849
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
差引 不 良 債 務 (オ) [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]	▲ 2,522	▲ 3,228	▲ 3,601	▲ 3,551	▲ 3,677	▲ 3,514	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	▲ 699	▲ 706	▲ 373	50	▲ 126	163	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	102.4%	101.8%	100.3%	100.6%	100.1%	100.8%	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	▲ 35.4%	▲ 42.7%	▲ 50.1%	▲ 47.8%	▲ 49.2%	▲ 47.4%	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	103.9%	102.7%	101.0%	101.0%	100.6%	100.5%	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	45.2%	44.1%	44.4%	46.2%	46.5%	45.6%	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	—	—	—	—	—	—	
病 床 利 用 率	96.6%	96.9%	94.0%	94.0%	94.0%	94.0%	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること  
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	広島県三次市 (市立 三次中央病院)
--------------	-----------------------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 入	1. 企 業 債	375	300	300	239	386	290
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	9	30	40	0
	6. 国 ( 県 ) 補 助 金	0	3	65	74	0	3
	7. そ の 他	1,437	717	952	664	200	150
	収 入 計 (a)	1,812	1,020	1,326	1,007	626	443
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	1,812	1,020	1,326	1,007	626	443	
支 出	1. 建 設 改 良 費	407	379	552	453	524	603
	2. 企 業 債 償 還 金	476	719	725	513	604	598
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	1,050	0	244	16	2,740	0
	支 出 計 (B)	1,933	1,098	1,521	982	3,868	1,201
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	121	78	195	▲ 25	3,242	758	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	120	77	194	0	3,241	757
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	1	1	1	0	1	1
計 (D)	121	78	195	0	3,242	758	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	▲ 25	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	▲ 25	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 益 的 収 支	( 16 ) 332	( 18 ) 332	( 14 ) 332	( 18 ) 385	( 18 ) 310	( 18 ) 412
資 本 的 収 支	( 0 ) 0	( 0 ) 0	( 9 ) 9	( 0 ) 30	( 0 ) 40	( 0 ) 0
合 計	( 16 ) 332	( 18 ) 332	( 23 ) 341	( 18 ) 415	( 18 ) 350	( 18 ) 412

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。